

制定 令和 5 年 2 月 17 日

改定 令和 7 年 4 月 16 日

静岡県小売業 SAFE 協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業 4 日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約 4 割という状況にあるなど、労働者の作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業 1 か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、委員の労働安全衛生に対する意識啓発と自主的な労働安全衛生活動の定着を図るとともに、委員が管内の労働安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション (Safer Action For Employees) を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 委員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 委員の取組目標等の設定
- (4) 委員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省で実施するコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

3 委員の構成

別紙のとおり

4 委員の任期

【法人委員】

法人の委員の任期は、加入年度にかかわらず、静岡労働局第 14 次労働災害防止計画の終期に合わせて令和 9 年度（令和 10 年 3 月末）までとする。

令和 10 年度以降の委員については、令和 9 年度時点での協議会の運営状況及び労働災害の現況等を鑑み、令和 9 年度の S A F E 協議会において協議により決定する。

任期を終えた委員の再任は妨げない。

【行政機関委員】

原則任期を設けない。

5 開催頻度

半期に 1 度程度（9 月及び 2 月を目安に開催する）

6 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、委員の議論を経て決めることとする。

静岡県小売業 SAFE 協議会 委員

組織名（法人は五十音順）
株式会社遠鉄ストア
株式会社杏林堂薬局
株式会社静鉄ストア
株式会社田子重
株式会社マキヤ
マックスバリュ東海株式会社
静岡県経済産業部就業支援局産業人材課
静岡県健康福祉部健康局健康増進課
静岡労働局労働基準部健康安全課

制定 令和 4 年 10 月 12 日

改訂 令和 5 年 9 月 6 日

改訂 令和 7 年 3 月 3 日

静岡県介護施設^{セーフ}S A F E 協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業 4 日以上^{セーフ}の労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別で見ると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約 4 割という状況にあるなど、労働者の作業行動に起因する労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業 1 か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、委員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、委員が管内の安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション (Safer Action For Employees) を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 委員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 委員の取組目標等の設定
- (4) 委員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) S A F E コンソーシアムへの参加・アワードへの応募

3 委員の構成

別紙のとおり

4 委員の任期

【法人委員】

法人の委員の任期は、加入年度にかかわらず、静岡労働局第 14 次労働災害防止

計画の終期に合わせて令和 9 年度（令和 10 年 3 月末）までとする。

令和 10 年度以降の委員については、令和 9 年度時点での協議会の運営状況及び労働災害の現況等を鑑み、令和 9 年度の S A F E 協議会において協議により決定する。

任期を終えた委員の再任は妨げない。

【行政機関委員】

原則任期を設けない。

5 開催頻度

半期に 1 度程度（9 月及び 2 月を目安に開催する）

6 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、委員の議論を経て決めることとする。

静岡県介護施設^{セーフ}SAFE協議会 委員

組織名	役割
社会福祉法人聖隷福祉事業団	労働災害防止に取り組む当事者である介護施設運営法人で、安全衛生に対する意識啓発及び自主的な安全衛生活動の定着を図り、県内の介護業界における安全衛生に対する機運醸成を推進する。
社会福祉法人天竜厚生会	
社会福祉法人静和会	
社会福祉法人春風会	
静岡県健康福祉部福祉長寿局 介護保険課	介護施設運営法人以外の関係者で、各構成員の取組に対する助言、自身の視点からの情報提供等を行う。
静岡県健康福祉部健康局 健康増進課	
静岡市保健福祉長寿局健康福祉部 介護保険課	
浜松市健康福祉部介護保険課	
静岡労働局職業安定部職業安定課	
静岡労働局労働基準部健康安全課	協議会の開催、運営及び協議会委員の行う活動の支援を行う。(事務局)